

※登録番号

一般-000092号(令和3年2月8日)

1. 投資顧問業の種類

一般不動産投資顧問業

2. 法人・個人の別

法人

3. 商号又は名称

かぶしきがいしやすぎうらしょうじ

株式会社杉浦商事

4. 氏名

すぎうらたけつぐ

杉浦武胤

5. 資本金額

10,000,000円

6. 役員

(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
すぎうらたけつぐ 杉浦武胤	代表取締役	常勤
すぎうらしげさと 杉浦重剛	取締役	非常勤
すぎうらよしみ 杉浦佳澄	取締役	非常勤
よしだのりゆき 吉田紀行	監査役	非常勤
すぎうらひろき 杉浦寛樹	取締役	常勤

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	役職名	統括する業務の別
すぎうらたけつぐ 杉浦武胤 投資判断を行う者 助言業務を行う者	代表取締役	助言業務

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
株式会社杉浦商事 本店	昭和 61 年 4 月 10 日	神奈川県横浜市神奈川区神奈川2丁目19の1 045-441-8522

9. 業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行なう。

①種類: 居住用賃貸マンション、業務用賃貸ビル

②規模: 延床 100 m²以上

③所在地: 首都圏主に神奈川県横浜市周辺

2. 助言の方法は、主に単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等。

3. 業務報酬の算定方法

報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費

取引に係る消費税額を加算する。

①直接人件費

不動産投資顧問業務に直接従事する技能登録者の当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1日当たりの額に、当該業務に従事する延べ日数を乗じた額の合計。

②経費

直接経費と間接経費とに分けられる。

直接経費: 印刷製本費、複写費、資料調査費、交通費等の不動産投資顧問業務に関して直接必要となる経費の合計。

間接経費: 技能登録者事務所を運営していく為に必要な人件費(上記①直接人件費は除く)、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、賃借料(含: コンピューター使用料)、消耗品費等の経費の合計。

③技術料

不動産投資顧問業務において発揮される技術力、創造力、業務経験、総合企画

力、情報の蓄積などの対価とされる額。

④特別経費

出張旅費、宿泊料その他依頼者から特別の依頼に基づいて必要となる費用(上記

①直接人件費及び②経費を除く)の合計。

⑤取引にかかる消費税額

消費税法と地方税法の規定により算出する。

4.報酬の受領時期は、単発的な助言の場合は、契約締結後で助言報告書提出時、継続的な助言の場合は毎月末とする。

10. 既に有している免許、許可、認可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
(1)金融商品取引法第29条の登録		
(2)宅地建物取引業法第3条第1項の免許	神奈川県知事(13)第7642号	平成30年7月10日
(3)不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 宅地、建物の売買、交換、貸借の代理・媒介
2. 不動産の貸付業務及び管理業務
3. 駐車場の経営
4. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
5. 前各号に附帯する一切の業務

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
すぎうらたけつぐ 杉浦武胤	60株	30%	神奈川県
すぎうらしげさと 杉浦重剛	66株	33%	神奈川県
すぎうらよしみ 杉浦佳澄	60株	30%	東京都

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
--------------	---